

# 令和6年分 申告受付について

本町では、下記のとおり申告会場を開設しますが、期間中は会場の混雑が予想されます。申告書等をご自宅で作成していただける方は、ぜひ電子申告・郵送申告をご利用ください。

日時：令和7年2月17日（月）～3月17日（月） 土・日曜日、祝日を除く  
午前8時40分～11時40分、午後1時20分～4時40分（最終受付）  
※日曜開庁：令和7年3月9日（日）のみ 午前9時～午後0時40分（最終受付）

会場：ペア・パル利府（役場庁舎内町民交流館） 研修室1・2

※令和6年分（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の収入に関する申告に限ります。

## 申告受付予約方法 ※事前予約制です。当日予約不可

予約方法で申込開始時期が異なります。

事前予約申込によって利用者識別番号を町職員が取得することに同意するものとします。

## ●インターネット予約（24時間対応）おすすめ!

令和7年1月27日（月）午前9時～3月14日（金）午後5時

右の二次元コードを読み取るか、<https://logoform.jp/f/flOnx> のページから予約を行ってください。

予約完了時に画面表示される予約番号を必ず控えてください。  
申告受付当日にご提示いただきます。



「所得の申告受付について」  
（インターネット予約ページ）

## ●電話予約（予約専用電話 022-767-2169）

令和7年2月3日（月）～3月14日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

予約日時が記載された控えは送付いたしません。お電話でお伝えする内容をご自身でメモをしていただき、申告受付当日にご提示いただきます。

※予約専用電話では、申告の問い合わせはできません。税務課町民税係へお問い合わせください。

予約日時 月 日（ ） 時 分

## ●窓口予約 下記内容をご記入の上、ご持参ください。

令和7年1月27日（月）～2月14日（金） 税務課④番窓口

〃 2月17日（月）～3月14日（金） 申告会場（ペア・パル利府）  
（土・日曜日、祝日を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

切り取り線

申告者情報 ※必ず連絡可能な方			
氏名 カタカナで記入		生年月日	T・S・H 年 月 日
電話番号	-	-	
申告内容	給与・年金・医療費・雑収入等・その他（農業・不動産・営業）		

## 町からのお知らせ

### ●申告受付当日について

事前に予約した時間の10分前までにご来場願います。

事前予約を頂いた時間帯の順にご案内しますが、申告内容や会場運営の都合により、やむを得ず順番が前後する場合がございます。

申告内容等により予約時間どおりお呼びできない場合もございます。お時間に余裕をもってご来場くださるようお願いいたします。

### ●次に該当する方は、本町の受付会場ではお取扱いできません

ア)令和7年1月1日現在、利府町に住民登録のない方

イ)令和5年分以前の収入の申告をする方

ウ)譲渡収入(土地・建物・株式・先物取引等の売却に係る収入)の申告をする方

エ)申告分離課税を選択した上場株式等の配当の申告をする方

オ)青色申告をする方

カ)消費税、贈与税、相続税等の申告をする方

キ)新規で住宅借入金等特別控除の申告をする方

ク)相続等により分割で受取っている保険金の申告をする方

ケ)その他特殊なもの(雑損控除、暗号資産、総合利子、仮想通貨取引、外国税額控除等)

### ●営業・農業・不動産の所得がある方や医療費控除がある方

営業・農業・不動産所得の『収支内訳書』や『医療費控除の明細書』の職員による代理作成は行っていません。

**事前に作成していない場合は、受付できません。再度別日をご予約いただきます。**

『医療費控除の明細書』様式は、1月下旬に住民税申告の案内(郵送申告用)と一緒に配布します。また、国税庁ホームページからも取得できますので、医療費控除がある際はご活用ください。

お問合せ：利府町税務課町民税係：022-767-2117

※この番号から事前予約はできません。

## 塩釜税務署からのお知らせ

### ●令和6年分所得税(譲渡所得を含む)・消費税・贈与税申告書作成会場

【開設場所】マリンゲート塩釜2階ベイサイドルーム(塩竈市港町1-4-1)

【開設日時】令和7年2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

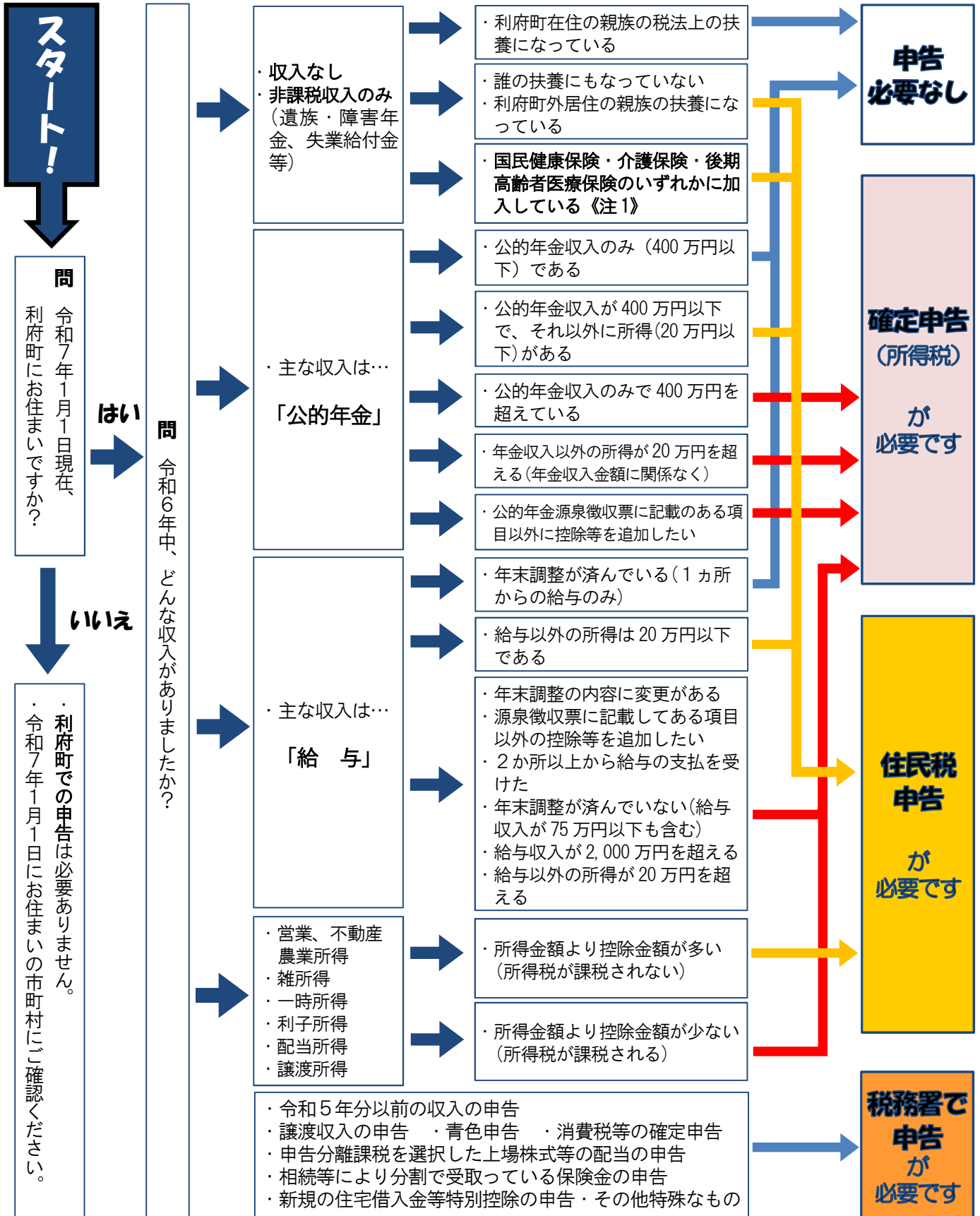
午前9時～午後4時

入場には、整理券が必要です。詳しい入場方法や国税に関するお問合せ、申告書等の送付先については、広報りふ令和7年1月号掲載の「塩釜税務署からのお知らせ」や、[国税庁ホームページ](#)をご確認ください。

# 申告が必要かどうか確認してみましょう

特例の適用等によっては下図に沿わない場合もあります。ご不明な点は、お問い合わせください。  
 ※下図中、「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは「収入」から経費相当額を差し引いた金額です。

・所得税の還付を受けるためには、下図に関わらず確定申告が必要です。



《注1》国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に算定されます。収入が0円であっても未申告の場合は軽減が適用されませんので、必ず「住民税申告」をお願いします。

※1月下旬に住民税申告用の「町・県民税申告書」を全戸配布予定です。ぜひ郵送申告の利用もご検討ください。

## 申告に必要な書類と注意事項

スムーズな受付のため、必要書類等の事前確認をお願いします。

	対象者	持参するもの	確認	
共通	全員	○マイナンバーカード 又は 個人番号が確認できる書類 + 本人確認書類	<input type="checkbox"/>	
収入の申告	給与・年金	○源泉徴収票 紛失した場合は、給与・年金支払者から再発行を受けてください。	<input type="checkbox"/>	
	営業・農業・不動産	○収支内訳書(事前に作成が必要です)	<input type="checkbox"/>	
	一時金等	○支払証明書 生命保険の一時金・満期金等の収入があった方	<input type="checkbox"/>	
	上記以外の収入 (講演料や個人年金等の雑収入等)	○支払証明書 ○支払調書 等 収入と経費が確認できる書類を持参してください。	<input type="checkbox"/>	
各種控除の申告(源泉徴収票に記載されるもの以外)	社会保険料控除	○証明書又は領収書 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、 農業者年金等の支払があった方	<input type="checkbox"/>	
	医療費控除	従来型の 医療費控除	○医療費控除の明細書(事前に作成が必要です) ○医療費通知	<input type="checkbox"/>
		セルフメディケーション 税制	○セルフメディケーション税制の明細書(事前に作成が必要です)	<input type="checkbox"/>
	生命保険料、 地震保険料控除	○保険会社が発行する各種保険料の控除証明書	<input type="checkbox"/>	
	障害者控除	○障害者手帳又は障害者控除対象者認定書(介護)	<input type="checkbox"/>	
	寄付金控除※	○受領証又は証明書等 ふるさと納税の寄附自治体数が6団体以上の場合、 確定申告が必要です。	<input type="checkbox"/>	
	所得税の還付金を 受ける方	○口座番号が記載されているもの 申告者本人名義の口座に限ります。	<input type="checkbox"/>	

※ふるさと納税ワンストップ特例申請をされた方が確定申告する場合は、ワンストップ特例申請した寄付金控除も含めて申告してください。